

執筆者:

E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [小出 章広](#)E-mail✉ [佐々木 将也](#)

GDPR 違反に基づく個人による損害賠償請求の新潮流

はじめに

欧州においては、近時、個人から企業等に対して、GDPR 違反を理由に金銭的な損害賠償が請求される事案が相次いでいる。この傾向は特にドイツにおいて顕著であり、既に複数の訴訟が提起され、一部については地裁レベルでの判決も出され始めている状況にある。もっとも、どのような場合に GDPR 違反に基づく損害賠償請求が認められるべきかについては、ドイツ国内においても裁判所の判断は統一されていないとされ、また各 EU 加盟国における動向も様々であり、現時点での実務的な対応には困難が伴う場合もある。

本稿では、個人から GDPR 違反を理由に損害賠償請求を受けた場合に検討すべき実務的な視点について、欧州司法裁判所を含む EU の裁判所の最新の動向を踏まえつつ検討する。

1. Google Fonts 事件

ドイツにおける GDPR 違反に基づく個人による損害賠償が認められた代表的な近時の事例が、いわゆる Google Fonts 事件である。当該事案においては、Google Fonts¹を使用したウェブサイトの運営者が、ウェブサイトの閲覧者に対して損害賠償義務を負う、との判決が、2022年1月20日にミュンヘン地方裁判所において下された。同裁判所は、Google Fonts が使用されたウェブサイトの閲覧者(原告)が、閲覧により自身の IP アドレスを Google に同意なく転送されたとして、ウェブサイトの運営者(被告)に対して損害賠償等を請求したという事実関係の中で、被告が原告に対して 100 ユーロの損害賠償を支払う義務を認める判決を下した²。同裁判所は、ウェブサイト閲覧時に Google に転送される IP アドレスは GDPR 上の個人データ(4条1項)に該当し、これをウェブサイト閲覧者の同意なく転送させたことは、データ保護法上の一般的人格権に対する許されざる侵害であると認定した(GDPR6条1項参照)³。そして、GDPR 上の「損害」(82条1項)は、GDPR 前文パラ 146 の趣旨に鑑み広義に解釈されなければならないとしたうえで、個人データのコントロールを(ユーザーのデータ収集を大規模に行うことで著名な)Google に握られたことによりウェブサイト閲覧者が抱いた「不快感」(Unwohlsein)は重大であり、かつ、IP アドレスの転送先が十分性認定のない米国であったことを考慮すれば、100 ユーロという賠償額は妥当であるとした。

¹ Google Fonts とは、Google の提供するウェブフォントの無料オンラインディレクトリサービスである。Google Fonts を使用したいウェブサイト運営者は、①フォントを自身のローカルサーバーにアップロードするか、②デリバリーサービス(ウェブサイトが閲覧される都度フォントが Google のサーバーからロードされる仕組み)を使用するかを選択できる。上記②の方法が選択された場合、第三者(閲覧者)がウェブサイトを訪れる度に、閲覧者のブラウザと Google のサーバーとが接続され、閲覧者の IP アドレスが Google のサーバーに対して転送される。

² [LG München I, Endurteil v. 20.01.2022 – 3 O 17493/20 - Bürgerservice \(gesetze-bayern.de\)](#) 参照。なお、損害賠償のほかにも、IP アドレス転送の差止めやデータ処理情報の開示が請求され、いずれも認容されている。

³ また、裁判所は、Google に対して IP アドレスを転送しない態様で Google Fonts を使用することが可能である以上、「正当な利益」(GDPR6条1項 f 号)の存在も認められないとした。

2. GDPR 上の損害賠償請求権

GDPR82 条 1 項は、GDPR 違反により「有形又は無形の損害」(material or non-material damage)を被った者は、管理者又は処理者からその被った損害の賠償を受ける権利を有する、と規定している。「有形の損害」(material damage)が財産的損失等をいうのに対して、「無形の損害」(non-material damage)とは風評被害や精神的苦痛等のことをいう⁴。Google Fonts 事件における「不快感」も、この無形の損害に該当する。

問題は、どのような場合に無形の損害が認められるのか、また、無形の損害が認められるとしてその損害額をどう算定するのかといった点が、GDPR 上明示されていないということである。そのため、次項に見るように、EU における裁判実務も必ずしも一様ではない。上記 1. で言及したミュンヘン地裁判決についても、その内容が GDPR82 条に適合しているか否かについては、未解決の問題なのではないかと考えられるところである。

3. EU における裁判所の動向

(1) 欧州司法裁判所の動向

欧州司法裁判所の判決で、GDPR 違反に基づく損害賠償請求においてどのような場合に無形の損害の賠償が認められるのかを明示的に判示したものは、未だ存在しない。しかしながら、2022 年 10 月 6 日、オーストリアの最高裁が欧州司法裁判所に対して求めた先決裁定に関連して、GDPR82 条の解釈についての法務官による意見⁵が提出された。法務官の意見は、先決裁定に対して拘束力を有しないものの、一定の影響力を有するとされており、また、今後の欧州司法裁判所の動向を占う上でも重要である。同意見書は、GDPR82 条の解釈について、結論として以下のように述べている。

- ① GDPR82 条に基づく損害賠償請求権が認められるためには、単に GDPR に違反したというだけでは足りず、有形又は無形の損害が発生していなければならない。
- ② GDPR82 条に基づく無形の損害に対する賠償責任の規定は、GDPR 違反の事実起因して感じられるかもしれない「単なる動揺」(mere upset)まで含むものではない。
- ③ 「主観的な不快感」(subjective feeling of displeasure)がどのような場合に無形の損害とみなされるかは、その性質上、各 EU 加盟国の裁判所により判断される。

法務官の意見の中では、上記①において、単なる GDPR 違反のみでは損害賠償義務は発生しないとされている。また、上記②により、損害賠償請求の要件である無形の損害の範囲も一定程度限定されている。このため、この意見は、個人による GDPR 違反に基づく損害賠償がどの範囲で認められるべきかという論点について、個人による損害賠償を認める範囲を限定的にとらえる立場を示していると解される。

しかしながら、上記③により、無形の損害の範囲の画定は、最終的には各 EU 加盟国の裁判所の判断に委ねられているため、具体的な事案において無形の損害が認められるかを判断するためには、各 EU 加盟国の法令解釈や裁判実務の動向を検討する必要がある。

(2) 各 EU 加盟国の裁判例の動向

上記の欧州司法裁判所の法務官の意見に照らすと、各 EU 加盟国の裁判所の動向が重要となってくるが、各 EU 加盟国レベルにおいても、無形の損害に対する損害賠償請求権の成否について統一の見解は形成されているとは言い難い。

特に、ドイツの裁判例の判断は、事案の性質や裁判所によって区々となっている。具体的には、まず、データ侵害の事案におい

⁴ [Can my company/my organisation be liable for damages? | European Commission \(europa.eu\)](#) 参照。また、GDPR 前文パラ 75 にも損害の具体例が列挙されている。

⁵ [CURIA - Documents \(eu2ropa.eu\)](#)。なお、同意見の速報については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター 2022 年 10 月 31 日号](#) 参照。

ては、個人による損害賠償請求を否定した判決が複数存在する⁶。他方で、金融機関の保有する顧客情報がデータ侵害の被害にあった事案において金融機関のデータ管理の態様が GDPR32 条に違反していたとして 2500 ユーロの損害賠償義務を認定した判決⁷や、会社が元従業員に対する情報提供を適時適切に行わなかったことが GDPR15 条に違反するとして 5000 ユーロの損害賠償義務を認めた判決⁸なども存在する。

4. 求められる実務対応

以上見てきたように、損害賠償請求が認められるのか、認められるとして賠償額がいくらと算定されるのかについて、明確な基準に従い機械的に評価・判断することは困難であり、欧州司法裁判所及び各 EU 加盟国の裁判実務の動向に対する目配りが必要となる。また、議論の進展の著しい分野でもあるため、今後新たに影響力のある見解が示され、更に考慮すべき事項が増えることもあり得る。

したがって、実務上 GDPR 違反を理由とする損害賠償請求がされた場合には、以上の知見を踏まえた総合的な判断が要求される。ドイツにおいても、他国と同様、このような損害賠償請求がなされる場合には、通常はまず警告状ないしは催告状のようなものが送られてくることが多いようである。かかる警告状又は催告状を受け取った場合、実務的には、放置するよりは何らかの返答をする方が望ましい場合が多いと考えられるが、具体的な対応は個別の事案によって変わってくることであり、送られて来た警告状の内容を見つつ、自社における事実関係を社内で確認しながら対応していくことになる。近時、ドイツでは上記ミュンヘン地裁の判決を根拠として、Google Fonts を使用したウェブサイトの運営者に対して個人による請求が多数行われている模様であり、日本企業であっても、ドイツに子会社があるような場合には、その子会社が請求の対象となる可能性があるため、注意が必要である。

結び

本稿では、GDPR 違反に基づく損害賠償請求とその実務対応について、欧州の裁判所の最新の動向を踏まえつつ検討した。現時点では裁判例の動向は依然として流動的であり、実際の実務対応においては、常に最新の知見に基づく検討・対応が要求される。そして、欧州において、英米法で見られるような大型のクラスアクションのような集団訴訟が GDPR 違反の場面で提起される実務が形成されるか否かは、今後の動向として特に注視していく必要がある。

また、本稿では詳述できなかったが、消費者団体が GDPR 違反を理由に巨大 IT 企業に対して訴訟提起している事案や、上記で一部触れたとおり、個人による GDPR の権利行使とこれに伴う訴訟(権利行使に伴う違反行為を対象とした損害賠償請求を含む)、データ侵害を理由とする個人による損害賠償請求訴訟なども提起されており、Google Fonts 事件のような種類の損害賠償請求だけでなく、今後様々な形態の訴訟とその対応実務が形成されていくことが予想される。これらの動向についても引き続きフォローしていくことが実務的には重要となる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁶ 例えば、クレジットカード会社の顧客の個人データのデータ侵害があった事件([LG Frankfurt am Main, Urteil vom 18.01.2021 - 2-30 O 147/20 - openJur](#))や、ホテルの宿泊客の個人データのデータ侵害があった事件([AG Frankfurt am Main, Urteil vom 10.07.2020 - 385 C 155/19 \(70\) - openJur](#))等がある。特に、後者の判決は、GDPR5 条 1 項 f 号違反を認定しつつも、単に同号に違反したのみでは損害賠償請求は正当化されないとする。

⁷ [LG München I, Az. 31 O 16606/20 vom 08.12.2021 \(Urteil\) | REWIS RS 2021, 468](#) 参照。

⁸ [ArbG Düsseldorf, Urteil vom 05.03.2020 - 9 Ca 6557/18 - openJur](#) 参照。